

# ほうじん

公益社団法人 松山法人会



えひめ結婚支援センター

Ehime Marriage Support Center

少子化対策事業

## 東温市独身者交流パーティーde愛イベントIN利楽 Vol.6

東温支部(支部長:(株)佐伯物産佐伯正夫氏)は、9月21日に東温市見奈良『見奈良天然温泉利楽』にて、『東温市独身者交流パーティーde愛イベント』を開催しました。東温支部で開催するのは、今回で6回目となり、産直市場散策などオリジナリティを持ったイベントを取り入れ、会話も弾み、8組のカップルが誕生しました。



☆☆☆7回目イベントも計画中です☆☆☆

『東温市独身者交流パーティーde愛イベントVol.7』

【実施日時】 平成27年2月22日(日曜日) 11:00~15:30

【開催場所】 見奈良天然温泉 利楽 東温市見奈良1110番地

詳しくは、結婚支援ホームページ

[https://www.msc-ehime.jp/へ](https://www.msc-ehime.jp/)

## 第12支部婚活イベント

第12支部(支部長:(株)中央設計 中岡数夫氏)は結婚支援イベント実行委員会を立ち上げ、松井建設(株)松井光太郎氏が実行委員長に指名されました。そして第1回目の婚活パーティーが実行委員と支部理事の方々によって、12月7日(日)、市内のカフェにおいて開催されました。第12支部管内の地域が椿神社お膝元ということもあり、当日は神社参拝とお祓い、宮司さんによるプチ恋愛講座を企画実施し、盛り上がる中、ご参加いただいた23名からは3組のカップルが誕生しました。



・東温支部・第12支部婚活イベント	p1	・松山市還暦交流集会	p5
・松山税務署からのお知らせ	p2.3	・支部講演会のご案内	p5
・女性部会租税教室	p3	・労務だよりVOL.26	p6.7
・愛媛県からのお知らせ	p4	・「女性の力」を「企業の力」に!ひめのわセミナー	p8
・松山法人会租税教室	p5		

## 松山税務署からのお知らせ

法人会会員の皆様へ

国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設します。会社員の方でも確定申告をする方が数多くおられ、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」をご案内するものとなっています。

つきましては、次の「あなたの確定申告をサポートします」を特集ページ内の「源泉徴収義務者の方へ」に掲載していますので、ファイルをダウンロードの上、社内LAN等で社員の皆様へ情報提供していただくようご協力をお願いいたします。

松山税務署

## あなたの確定申告をサポートします ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

### ■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ 医療費控除の還付申告
- ・ 住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

### ■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・ 24時間いつでも使えます(メンテナンス時間を除きます。)
- ・ 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・ 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。
- ・ また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。



e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。

ネットが便利  
申告・納税



- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略  
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は24時間受付  
(メンテナンス時間を除きます。)

※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

### ■そのほかにもできること、いろいろ

- ・ 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- ・ 確定申告の手引きをダウンロードする。
- ・ 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- ・ 税務署の所在地等を調べる。

### ■動画で分かりやすく解説

インターネット番組(Web-TAX-TV)では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。

# 平成27年1月1日から 相続税が変わりました!

相続または遺贈等によって財産を取得した人で、その取得した財産に係る課税価格の合計額が相続税の基礎控除額(下記計算式により算出された額)を超える場合には、相続税の申告をする必要があります。

## 《改正後の基礎控除額》

3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

《計算例：法定相続人が配偶者と子2人の場合》

3,000万円 + (600万円×3人) = 4,800万円 (遺産に係る基礎控除額)

※ 申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日です。



国税庁ホームページでは、相続税等の関連情報を集約した特集ページを開設しているほか、相続税の申告の要否を納税者自身が確認できるよう、「相続税のあらまし」及び「申告要否の簡易判定シート」を掲載していますので、是非、ご利用ください。

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 詳しくは **国税庁** で **検索**

## 女性部会 『租税教室』

～未来の納税者たちへ  
税金で成り立つ社会と暮らし～

法人会の女性部会員が講師となり、11月25日(火)に久枝小学校、翌26日(水)には高浜小学校でそれぞれ『租税教室』を開催致しました。

当日は手作りのパネルやグッズを用いながら、



身近な「税金でまかなわれているもの」を考えたり、税に関係する〇×クイズに答えたりと、児童参加型の授業を実施しました。また、税金と社会の関係性を描いたDVDを視聴すると、各自が真剣なまなざしで聞き入っており、その後の質疑応答でも税のあり方や身近な消費税のことなど沢山の質問が飛び出しました。

今後の社会を担う「未来の納税者たち」へ、正しい税の知識を伝えていくことは納税者団体である我々の使命です。女性部会は今後も租税教育活動に取り組みます。

## 愛媛県からのお知らせ

愛媛県の「働き盛り世代」の健康を守るために  
～みきゃんからのお願い～愛媛県イメージアップ  
キャラクター「みきゃん」

## お願い1. 特定健診を毎年受けましょう!

特定健診とは、40歳以上の方を対象とした、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

健診内容	身長・体重・腹囲の測定、血圧測定、血液検査、尿検査等
------	----------------------------

年に1回は自分の健康状態を把握し、糖尿病などの生活習慣病の発病リスクが高い場合は保健指導を受けて、生活習慣を改善しましょう! 特定健診の受診方法は、加入している医療保険者(協会けんぽや市町国保など)にお尋ねください。

バランスのとれた  
食生活と、適度な  
運動が大事!

## お願い2. がん検診を定期的に受けましょう!!

働く世代(40～69歳)の死亡の半数は、がんによるものです。早期のがんは症状が出ないため、「異常を感じてから」では、手遅れになる場合があります。

定期的ながん検診を受けて、早期発見・早期治療につなげましょう!

40歳以上の男性・女性	胃がん・大腸がん・肺がん検診を年に1回
40歳以上の女性	乳がん検診を2年に1回
20歳以上の女性	子宮頸がん検診を2年に1回



例えば、こんな理由で、がん検診を受けていないのでは?

- ①受ける時間がない
- ②がんであると分かるのが怖い
- ③費用がかかる
- ④健康状態に自信がある



大切な家族のためにも  
がん検診を受けようね!



## あなたをがんから守るのはあなた自身です!

職場でがん検診を受ける機会がない方には、お住まいの市町の検診をお勧めします。市町の検診では、安価な自己負担額で受診することができます。詳しくは、市町にお問合わせください。(※検診の内容、自己負担額等は市町で異なります。)

例えば、松山市の場合…実は、こんなにお得です!!

胃・大腸・肺がん検診 ⇒2,300円で受診可能(一般的な検診費用 約10,000円)  
乳・子宮頸がん検診 ⇒2,000円で受診可能( // 約15,000円)

○中予地区の市町検診のお問合わせ先

松山市	089-911-1819	久万高原町	0892-21-2700
東温市	089-966-2191	松前町	089-985-4118
伊予市	089-983-4052	砥部町	089-962-6888



その他の市町の検診のお問合わせ先は、県のホームページを御覧ください。

愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/h25500/kenkou/kenjou/cancer/cancer2.html>

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課(健康政策係) TEL:089-912-2401





## 荏原小学校にて 松山法人会租税教室が開催されました!

12月12日(金)松山市立荏原小学校において、法人会事務局担当の租税教室が開催されました。当日は64名の児童に参加いただき、税の入門ビデオ上映と、パワーポイントによる税金の説明が行われました。税金クイズや1億円分の模擬紙幣持ち上げ体験など、大変盛況で、感想文にも「税について興味が湧いた」という内容が見られました。

## 松山市還暦交流集会2014開催

平成26年11月23日南海放送本町会館にて『松山市還暦交流集会2014』が開催されました。当日はのべ700人を超える還暦もしくはそれに近い年代の方々が来場され、大きな賑わいを見せました。法人会からは、『年金相談窓口』を設置し、社会保険労務士の大中悦子先生をお招きして、主の年金個別相談を受けました。

主催：松山市 共催：松山法人会



### ○平成26年度支部講演会 開催一覧○

支部名	開催日 講演会開始時間	開催場所	講演タイトル (内容) 講演会講師
第5支部 第11支部 (合同開催)	平成27年2月3日(火) 18時~19時	松山全日空ホテル	(仮)「ANAの国際線サービスについて」 全日空空輸(株) キャビンアテンダント
第3支部 第8支部 (合同開催)	平成27年2月4日(水) 18時~19時	いよてつ会館	「経営に活かせる女性活躍推進について」 (有)能力開発システム研究所代表取締役社長 木曾 千草氏 (女性活躍推進事業)
第7支部	平成27年2月6日(金) 18時35分~19時35分	伊予かすり会館	「経営に活かせる女性活躍推進について」 (有)能力開発システム研究所代表取締役社長 木曾 千草氏 (女性活躍推進事業)
第1支部	平成27年2月13日(金) 18時~19時	久保豊二番町ビル	「現場はおもしろい!“自己管理能力”が魅せる可能性」 スポーツニュートリションM 大田 美香氏
第13支部	平成27年2月13日(金) 18時~19時	魚数	「経営に活かせる女性活躍推進について」 (有)能力開発システム研究所代表取締役社長 木曾 千草氏 (女性活躍推進事業)
伊予支部	平成27年2月16日(月) 17時30分~19時	松前町商工会館	「経営に活かせる女性活躍推進について」 (有)能力開発システム研究所代表取締役社長 木曾 千草氏 (ひめのわセミナー)
第4支部	平成27年2月17日(火) 18時~19時	ホテル椿館	あうん介護相談所 矢川 ひとみ氏
第10支部	平成27年2月20日(金) 18時~19時	ドリーマーベルフォーレ	「健幸は口元と職場から」 にしだわたる糖尿病内科 院長 西田 亙氏 (荘・中年期歯科検診促進「中予モデル」 構築事業)
第9支部	平成27年3月3日(火) 18時30分~19時30分	ホテルJALシティ松山	いよぎん地域経済研究センター 代表取締役社長 山崎 正人氏

労務便り VOL.26



社会保険労務士 寺田宗平  
(でらだ しゅうへい)

## ～労使トラブルに発展する前に～ 確認しておきましょう!年次有給休暇の基礎知識②

寺田社会保険労務士事務所

〒791-8061 松山市三津1丁目8-4

プロフィール：「信頼される社労士」をモットーに、企業の成長を支えるために何をどうすればいいのか、常に自らに問いかけながら、お客様に満足していただける提案を心がけています。

こんにちは、社会保険労務士の寺田と申します。前回、年次有給休暇の発生要件や繰り越し等についてお話をしました。今回は、年次有給休暇の計画的付与や時間単位の年次有給休暇等についてお話をしていきます。

### 年次有給休暇の取得時季

労働者が年次有給休暇を取得する際に、その時季を指定した(時季指定権)場合は、原則として、使用者はこれを拒むことができません。ただし、指定時季が事業の正常な運営を妨げる場合は、会社に休暇時季の変更(時季変更権)が認められています。

事業の正常な運営を妨げる場合とは、事業の規模、内容、請求者の職場における配置、その作業の性質、繁閑、代行者の配置の難易、同時に請求する者の人数を総合的に考慮して判断すべきであるとされています。ですが、実際には年度末の業務繁忙期などに多数の労働者の請求が集中したため全員に休暇を付与し難いような場合等に限られます。日常的に業務が忙しいことや慢性的に人手が足りないことだけでは、この要件は充たされないと考えられるので、ご留意下さい。

また、トラブルで多いのが、退職を予定している労働者から未消化の年次有給休暇をまとめて請求された場合です。この場合、企業側では、退職日を超えて時季の変更をすることはできません。つまり、労働者の請求を拒否することができないということになるのです。

このような場合に備えて、会社は就業規則等に退職時の引き継ぎ義務等のルールをしっかりと定めておく必要があります。引き継ぎ義務を履行しなかった場合の労働者の法的な責任の追及については、現実的には難しいと考えられますが、労働者が権利を主張する以前に、義務を履行することの意識付けをする為にも、社内ルールを徹底的に周知することや日頃の労働者との信頼関係が重要になります。また、年次有給休暇の計画的付与を上手に活用するのも有効だと思います。

### 年次有給休暇の計画的付与

労働基準法では年次有給休暇の取得を促進するために、社員が持っている年次有給休暇を、取得日を特定して計画的に消化させる制度が定められています。これを年次有給休暇の計画的付与と言います。

年次有給休暇の計画的付与は、付与日数すべてについて認められているわけではなく、5日は個人が自由に取得できる日数として必ず残しておかなければなりません。なお、前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越された年次有給休暇を含めて5日を超える部分を計画的付与の対象とすることができます。

年次有給休暇の計画的付与を実施する場合には、根拠を就業規則により規定して、その内容を定めた労使協定(届出不要)の締結が必要になります。労使協定の定めるところにより計画的付与がされたときは、この年次有給休暇については、労働者の時季指定権及び使用者の時季変更権ともに行使できません。

年次有給休暇の日数がない、または少ない者に対して、有給休暇を計画的に付与する場合には、特別の休暇を与える、年次有給休暇の日数を増やす等の措置を講じることが望ましいとされています。

このような措置をとらないで年次有給休暇の権利のない者を休業させた場合には、労働基準法第26条の規定により、休業手当の対象となると考えられます。

	内 容	労使協定に定める内容(一部)
一斉付与	特定の日を休業とし、全従業員に一斉に年次有給休暇を与える方式	具体的な年次有給休暇の付与日
グループ別付与	部、課などの単位で従業員をグループ分けし、交替で年次有給休暇を与える方式	班別の年次有給休暇の付与日
個人別付与	使用者が個人別に年休付与計画表を作成し、年次有給休暇を与える方式	計画表を作成する時期、手続き

導入にあたっては、このような方法の中から、事業場の実態に応じた方法を選択することになります。

年次有給休暇を計画的に消化することによって、未消化の年次有給休暇を減らすことができますし、リフレッシュにも繋がると思います。また、計画的付与により、事前に年次有給休暇の付与日を定めていれば、それに向けて対応する時間が十分にできます。閑散期に計画的付与の対象日を設定すれば、繁忙期の年次有給休暇の取得を抑制することに繋がり、業務への影響を最小限にすることができます。

## 不利益な取扱いの禁止

労働基準法では、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額や精皆勤手当及び賞与の算定などに際して、欠勤として取り扱う等の不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。

## 時間単位の年次有給休暇

事業場で労使協定を締結することによって、時間単位で年次有給休暇を取得することができます。ただし、年次有給休暇の本来の趣旨を損なわないようにするため、時間単位年休は労働者の希望があることが前提となっており、上限は1年で5日分(繰り越し分を含む)までとされています。

時間単位年休に係る労使協定では、次の事項を定める必要があります。

- ・ 時間単位年休の対象労働者の範囲  
一部対象外とする場合は、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られる。
- ・ 時間単位年休の日数  
1年5日以内の範囲で定める。
- ・ 時間単位年休1日の時間数  
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定める。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げる。
- ・ 1時間以外の単位で与える場合の時間数  
この場合は、2時間単位、4時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位で定める。

なお、時間単位での年次有給休暇を導入する場合は、年次有給休暇の残日数の管理が煩雑になること、遅刻や早退等に安易に時間単位の年次有給休暇を認めてしまった場合、社内秩序が乱れる恐れがあることなども考えられますので、運用面を含めて慎重に検討した上で導入されるべきでしょう。